

日本帰国時の検査証明について

- 日本入国の際に必要な出発前72時間以内の「出国前検査証明」の取得について改めてご連絡します。
- 有効な「出国前検査証明」を所持していない場合、出発地で航空機への搭乗が拒否されますので、十分ご注意ください（仮に搭乗できた場合でも、日本の空港到着時に日本人を含めて上陸が認められません）。
- 今後も任意のフォーマットによる証明書の提出は可能ですが、任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあります。場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあります。
- このような問題を避けるためにも、厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得することを検討してください。その際、検査証明を発出する医療機関等に対し、事前に必ず詳細を確認してください。

- ・日本政府指定書式「出国前検査証明」

(日英併記) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100177968.pdf>

- ・当地における所定フォーマットによる検査証明発行可能医療機関等

https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19_quarantine.html

1 任意のフォーマットを使う場合の留意事項

任意のフォーマットの場合、日本の厚生労働省が有効と認めている検査検体（「鼻咽頭ぬぐい液(Nasopharyngeal Swab)」又は「唾液(Saliva)」のみが有効であり、「鼻腔ぬぐい(Nasal (swab/smear))」は有効ではありません。）及び検査方法（RT-PCR法など）により陰性が証明されている必要があります。また、日本政府指定の書式にある以下の情報が記載されていないと日本の空港検疫などで有効と認められないのでご注意ください。

(1) 氏名、パスポート番号(注：記載されない場合は余白等に各自手書きで記入することで可)、国籍(注：記載されない場合は余白等に各自手書きで記入することで可)、生年月日、性別

(2) 検査手法、採取検体、検査結果、検体採取日時、検査結果判明日、検査証明の発行年月日

(3) 医療機関名（及び医療機関住所）、医療機関印影（又は医師名と医師の署名）

(注：医療機関名・医師名、印影について、米国においてはレター・ヘッド及び氏名の印字があれば有効な証明として取り扱われます。)

- ・日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

・検査証明書の提示について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

・検査証明書について（Q&A）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100178702.pdf>

2 その他留意事項

日本の空港到着時に、「質問票」及び「誓約書」の提出、並びに指定アプリのインストールが求められますので、可能な限り出発地の空港にチェックインする前に質問票のQRコードの取得、誓約書の記入をお願いします（誓約書は入国者1名につき1枚必要です。）。また、アプリの使用のために、日本国内でデータ通信が利用可能なスマートフォンを所持していない場合は、空港内でスマートフォンを自費でレンタルすることが求められます。

【問合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

○海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置全体説明

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（「質問票」の提出）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

（「誓約書」の提出）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

（スマートフォンの携行、必要なアプリの登録）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

（海外から帰国する方向けのQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

（海外からの帰国者からの相談を含めた新型コロナウイルス関連国内相談先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_kikokusyasessyokusya.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

■在ポートランド領事事務所

住所：1300 SW 5th Ave, Suite 2700, Portland OR 97201

電話：503-221-1811（代表）

Web：https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook：<https://www.facebook.com/JapaneseConsularOfficePortland/>